

第7章

人材育成に向けた支援・施策

知的財産活動を活発化し、イノベーションの促進を図っていくために、知的財産に関わる人材、すなわち、知的財産人材を育成することが非常に重要である。知的財産人材育成においては、知的財産権の取得・維持・管理に関わる人材の育成のみならず、知的財産を活用できる人材、将来、知的財産制度を担うことが期待される人材等の育成も重要となっている。

本章では、知的財産人材の育成に向けた各種支援施策を紹介するとともに、知的財産権制度の普及促進及び発展に貢献のあった個人・企業に対して表彰を行う「知財功労賞」の平成27年度受賞者について紹介する。

1 知的財産人材の育成

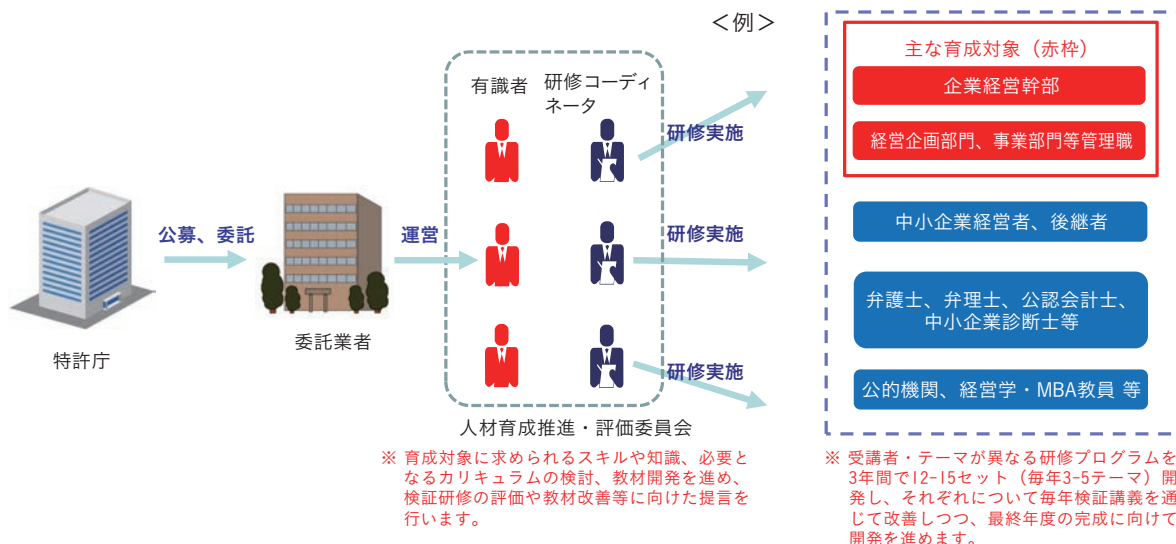
特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。本節では、それらの人材育成の取組について紹介する。

(1) グローバル知財マネジメント人材の育成

特許庁では、知的財産を事業戦略に巧みに活用できるグローバル知財マネジメント人材を育成するため、2014年度より「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業(2014年度～2016年度)」を開始した。本事業は、知的財産政策に関する基本方針（2013年6月7日閣議決定）において、「我が国の企業

におけるグローバルな事業展開を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人材の育成・確保に取り組む必要がある。」、また、「グローバル知財人材を育成するため」、「政府が主体となってその育成・確保を推進する」との取組が求められたことを受け、我が国企業の収益拡大及び競争力強化のために、知的財産を経営戦略に活用できるグローバル知財マネジメ

2-7-1 図 事業イメージ



ント人材の育成・確保を目的として実施するものである。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、グローバル知財マネジメント人材の人材像・必要とされるスキルや知識を特定し、開発すべき研修テーマの選定（毎年度5テーマ程度）を行い、企業経営幹部、経営企画・事業部門の管理職等を対象に、研修プログラムの策定、教材等（自己学習用教材、知財ケース教材（長編・短編）、教材指導ガイド）等の開発を行い、効果の検証のために検証研修を行うサイクルを3か年実施する。また、検証研修を通して得られたフィードバックの内容に応じて、開発した研修プログラム及び教材等を修正等を行い、最終年度である2016年度に研修プログラムを完成させる。民間企業、民間団体、専門職大学院等の人材育成機関に対しては、開発した研修プログラム及び教材等の活用を促すべく、周知・普及を行い、我が国企業等の国際競争力強化に貢献できる人材の育成・確保を推進する。

本事業初年度にあたる26年度においては、(i)グローバル経営戦略（主に、企業経営幹部（候補者含む）経営企画部門の管理職向け）、(ii)ソフトウェア・ICT産業における知的財産を活用した事業戦略（主に、ソフトウェア・ICT産業の事業部門の事業部門長をはじめとする管理職や新規事業のリーダー向け）、(iii)グローバル競争力強化のための

国際標準化マネジメント（主に、企業の事業部門の管理職向け）、(iv)グローバル経営戦略を実現するための国際知財交渉マネジメント（主に、交渉タスクフォースのリーダー向け）、(v)中小企業におけるオープン・クローズ戦略（大企業の事業戦略担当者、中小企業の経営者、ベンチャー企業経営者向け）の研修プログラム及び教材等を開発し、それぞれ検証研修を実施した。

また、本事業の一環として、2015年3月19日に、国内外の企業の先進的な取組事例について取り上げ、経営幹部として求められる人材像や人材育成の在り方について考えるべく、「経営幹部のためのグローバル知的財産・標準化戦略」と題したシンポジウムを開催した。伊藤長官による冒頭挨拶に続き、本田技研工業(株)の山本芳春取締役、フィリップスの知的財産最高責任者のBrian Hinman氏から各社の先進的な取組についての講演の後、本事業委員会の委員を含む6名の有識者によるパネルディスカッションを行った。235名の参加者全員が大変熱心に聞き入り、シンポジウム後回収したアンケート調査でも、満足度の5段階評価において4段階以上を回答した割合は7割を越え、また、本事業で開発して欲しい研修テーマについての要望も積極的に回答されるなど、グローバル知財マネジメント人材についての関心の高さがうかがわれた。



伊藤長官による開会の挨拶



山本芳春取締役（本田技研工業株式会社 取締役 専務執行役員、株式会社本田技術研究所 代表取締役 社長執行役員）による基調講演



Brian Hinman氏（フィリップス 知的財産・標準化部門 知的財産最高責任者）による基調講演

(2) 知的財産専門人材の育成

① 弁理士の育成

弁理士は知的財産専門サービスの中核的な担い手である。特許庁では、日本弁理士会と連携し、専門技術的な知見を有する弁理士の育成のため、以下の研修制度を設けている。

a. 特定侵害訴訟代理業務の付記¹のための能力担保研修

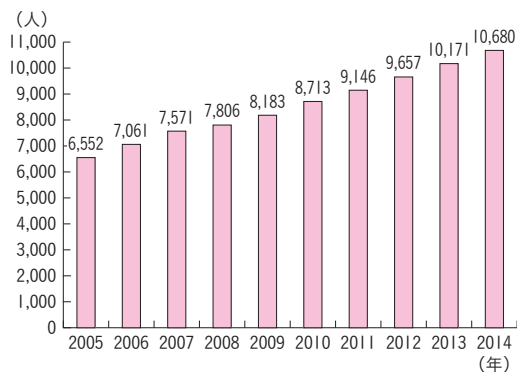
知的財産関連の侵害訴訟に関して、従前より産業界から専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化が要請されていた。そのため弁理士に対して、特許権等の侵害訴訟（「特定侵害訴訟²」、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る）における訴訟代理権を付与するための能力担保措置として、民事訴訟実務に関する研修（能力担保研修）及び効果判定のための試験を課している。

b. 弁理士試験合格者等に対する実務修習
独占業務を有する資格制度においては、国民の権利や取引の安全・適正を確保し安心できるサービスを提供するために業務を行う者が限定されているという趣旨に照らし、資格者の質の確保・向上が社会的要請となっている。そこで、弁理士試験合格者等の必要な実務能力を担保するため、経済産業大臣から指定を受けた機関（指定修習機関）が実施する実務修習の修了を義務付けている。

c. 既登録弁理士に対する継続研修

経済のグローバル化や企業の知的財産経営の進展など、知的財産を取り巻く環境変化に対応するため、弁理士には、最新の状況を的確に把握し、時代の変化に対応した多様で高度な能力を備えることが求められている。この状況を踏まえ、弁理士に対して、資質の維持・向上を図るための専門研修（継続研修）の定期的な受講を義務付けている。

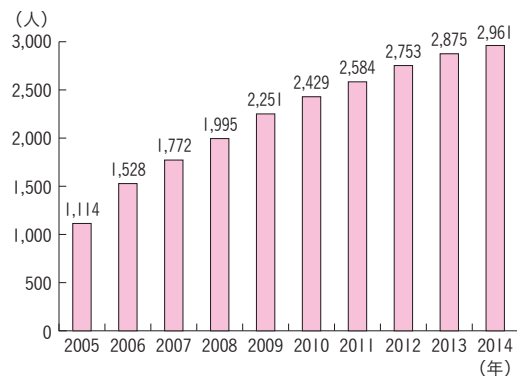
2-7-2 図 弁理士数の推移



（備考）2014年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編 第6章3. (1)

2-7-3 図

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移



（備考）2014年12月末における値に基づいている。
（資料）日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

1. 訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。
2. 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟

2-7-4 図 日米の弁理士等知的財産専門人材の数

日 本		米 国	
弁理士	10,848 人	Patent Attorney ¹	32,316 人
(うち弁護士)	381 人	Patent Agent ²	10,793 人

(備考)日本：2015 年 4 月末における日本弁理士会への登録人数

米国：2015 年 4 月末における米国特許商標庁への登録人数

(資料)日本：日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

米国：米国特許商標庁ウェブサイト (<https://oedci.uspto.gov/OEDCI/>) において、“Active Attorney”及び“Active Agent”として公表されている数値に基づき特許庁作成

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPIT では、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-7-5 図 民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2014 年度 延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修 [上級]	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	122 名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修 [意匠]	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	8 名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	19 名
弁理士、企業の知的財産担当者	意匠拒絶理由通知応答研修	比較的実務経験の浅い者を対象とし、審査基準解説や演習を通じて、出願に対する拒絶理由通知書の内容を正しく理解し、応答準備や的確な対応を行う実践能力を修得する研修	30 名
弁護士、弁理士、企業の知的財産担当者	特許審査基準討論研修	特許実用新案（または意匠）審査基準の考え方について、異なる立場から討論をすることによって相互学習を行うとともに、審査基準に関して審査官が有する知識を積極的に提供し、知財専門人材の一層のスキルアップを図る研修	53 名
	意匠審査基準討論研修		15 名
中 小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修 [活用検討コース]	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	7 名
中 小・ベンチャー企業の知財担当者、大学の研究者	知的財産活用研修 [検索コース]	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	35 名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修 [初級]	知的財産に関する業務経験が比較的小さい方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	105 名
中 小・ベンチャー企業、地方自治体、政府関係機関等の方	知的財産権研修 [産学官連携]	知的財産権制度の概要について知識を有している方を対象に、当該業務を遂行するための知識・能力の一層の高度化を図る研修	27 名

1. Patent Agent の資格と Attorney at Law の資格（州の弁理士資格）の両者を有しており、Patent Agent の業務に加えて、米国特許商標庁に対する商標の手続代理や、審決取消訴訟・侵害訴訟の代理等の法律実務も行うことができる者（Attorney at Law の資格のみでは Patent Agent の業務を行うことはできない）。

2. Patent Agent の資格を有しており、米国特許商標庁に対する特許（デザインパテントを含む）の手続代理を行うことができる者。

③情報通信技術を活用した学習機会の提供

a. eラーニングを活用した人材育成（IP・eラーニング）

「産業財産権の現状と課題」や「特許・実用新案審査基準の概要」などのeラーニング学習教材を広く一般に提供することにより、日本全国の知的財産関連人材の育成に利用されることを目指している。



IP・eラーニングトップページ

b. 研修教材の提供

INPITの各種研修で使用した研修教材のうち一部は、知的財産に携わる多くの方に活用されるようウェブサイト¹に掲載している。

④調査業務実施者の育成

a. 調査業務実施者を育成するための研修（法定研修）

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査の下調査業務を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。

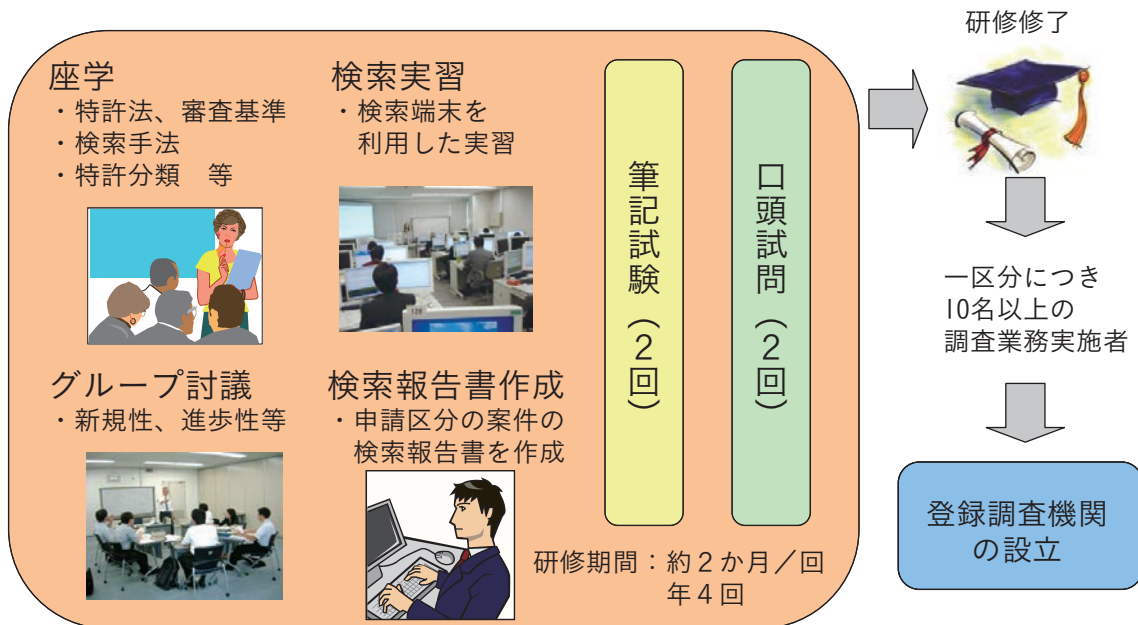
精度の高い先行技術文献調査の下調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、下調査業務に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇2014年度実績

延べ受講者数：622名

2-7-6 図 調査業務実施者育成研修の概要



1. <http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/kyozai/index.html>

b. 調査業務実施者スキルアップ研修

進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している。

◇ 2014 年度実績

受講者数：14 名

⑤民間の知的財産人材育成機関との連携

INPIT は、知的財産人材育成推進協議会¹に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

また、2014 年度は、知的財産人材育成推進協議会の主催により、今後求められる知的

財産人材像を示すとともに最先端の知的財産人材育成の方法について紹介したセミナー「ビジネスモデルデザイナーとしての知財活用人材」を3回にわたり開催した。

⑥他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPIT では、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター (CIPTC)、韓国の国際知識財産研修院 (IIPIT) との間では、定期的に会合を行い、人材育成事業に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等を内容とする協力覚書 (MOC) を締結し、具体的な相互協力を進めている。

2-7-7 図 2014 年度における IIPIT、CIPTC との連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
第8回日中人材育成機関間連携会合	2014年9月 上海	各機関が有するeラーニングコンテンツの一部を交換すること等に合意した。
第4回日中連携セミナー	2014年9月 上海	中国の大学において知的財産教育に携わる教員を対象として開催され、日本からの講演者が大学における知財教育をテーマに講演を行った。
第5回日中韓人材育成機関長会合	2014年10月 東京	各機関の協力活動に関する記録や各機関の知財人材育成に関する情報を共同ウェブサイトに掲載すること等に合意した。
第3回日中韓連携セミナー	2014年10月 東京	中国、韓国及び日本の講演者を招請し、我が国の企業等における知財担当者や弁理士等を対象に、日中韓各国における特許侵害訴訟に関するセミナーを開催した。
第4回日韓人材育成機関間連携会合	2014年10月 東京	今後、実務者同士での密な協力体制を作りつつ、新しい協力体制を進める必要性について認識を共有した。
第2回日韓連携セミナー	2014年10月 東京	韓国から講演者を招請し、企業等における知財担当者や弁理士等を対象として、韓国における営業秘密保護制度や営業秘密流出事例等について紹介するセミナーを開催した。

1. 2006年1月30日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

(3) 生徒・学生向けの人材育成

① 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁及び INPIT は、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。この取組は2000年度から始まった。

2014年度は、知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・

開発力開発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、すでに知的財産学習が定着し、新たな特徴ある取組にチャレンジする学校を最大3年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行った。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業選定・評価委員会」において申請書に記載された取組について審査を行い、「導入・定着型」として92校、「展開型」8校（工業：2校、商業：2校、農業：2校、水産：1校、高専：1校）が選定され採択された。「展開型」は、「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業選定・評価委員会」へ毎年の取組報告を行う。その後、取組についての評価を受け、次年度以降の取組へ反映していくこととなる。

また、同年度には、第24回全国産業教育フェア宮城大会において「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」ブースを設け、19校が参加し、成果展示・発表会を行った。



第24回 産業教育フェア宮城大会「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」成果展示・発表会

② パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の高校生、高等専門学校生や大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、学生の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒・学生が体験できる機会を提供するものである。

全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザ

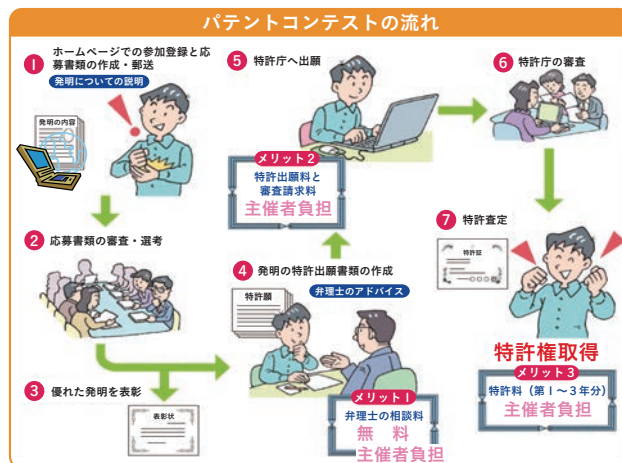
インを創造した生徒・学生は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。

- ・弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- ・特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1年分）の提供

パテントコンテストは2002年度から始まり、これまでに、応募総数3,275件の中から、206件が特許出願支援の対象となり、そのうち121件が特許として登録された（2015年5月11日現在）。また、デザインパテントコンテストは、2008年度より実施しており、これまで応募総数1,319件の中から、194件が意匠登録出願支援の対象となり、そのうち156件が意匠として登録された（2015年5月11日現在）。



作品募集のポスター



コンテストの流れ

Column 26

平成26年度パテントコンテスト特許庁長官賞「商品名：米粉 de 枇杷タルト」長崎県立島原農業高校3年生の受賞について

パテントコンテスト特許庁長官賞は、高校生、高等専門学校生及び大学生の皆さんから応募のあった発明から優秀な作品を選考・表彰し、入賞の特典としての出願支援を受けて特許権が付与された作品のうち、事業化に向けて顕著な取組がなされた優秀な取組を表彰する賞です。

2014年度には、2012年度パテントコンテスト「高校部門」で出願支援対象として選定・表彰され、弁理士の指導を経て権利を取得した「菓子の製造方法および菓子」に係る特許権（特許登録第5406393号）を活用した事業化に向けた取組が特許庁長官賞を受賞しました。長崎県立島原農業高校に在籍されていた4名の生徒（水島由貴さん、堀怜花さん、峯友葵さん、宮崎麻裕さん）による本取組は、現役の高校生として初めてのパテントコンテスト特許庁長官賞受賞となりました。

同校は、商品開発等の場を通じて創造性や実践的な能力を育む取組に対して必要な支援を行う「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」にも参加をいただいております。本事業による取組とパテントコンテストによる取組が相乗効果をもたらした素晴らしい事例と言えます。

彼女たちは、地元の米粉生産者からの、米粉の消費拡大を目指した新しい加工品の開発ニーズに応える形で研究に取り組みました。「小麦粉アレルギーで子供に食べさせるお菓子に困っているお母さんやお年寄りの方々まで幅広く手軽に安心して食することができる商品」をコンセプトとし、小麦粉の代わりに米粉を使用することによる食感の悪さを改善するために200通り以上の試作を試行錯誤する中で、コンテストに応募するための発明を完成させました。

自分たちが開発した成果を地元の製菓業者に活用してもらいたいとの思いの下、2013年度の島原市特産品新作展に、パテントコンテスト出願支援を通じて権利化された特許技術を活用した菓子（商品名：米粉 de 枇杷タルト）を出品し、優秀賞を受賞しました。これを契機として、島原市役所による地元製菓業者への呼び掛け協力の下、2014年2月に地元製菓業者の賛同を得て、地元の農産加工品直売所や駅前広場などでPR機会を有効にいかして試食販売会を繰り返しました。この試食販売会等を通じて地元製菓業者から商品化に向けて価格設定や菓子の形状・包装等についてアドバイスをもらいながら改良を続け、2014年7月に商品名「米粉 de 枇杷タルト」として商品化に至り、地元マスコミにも掲載され、大きな反響を呼びました。発売されて僅か半年余りで600個以上の販売を記録し、他県の大手百貨店での販売会が予定されるなど、さらなる事業化実績の向上が期待されます。



2 知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治18年4月18日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

2015年度（平成27年度）は、4月17日に東海大学校友会館において表彰式を開催した。



経済産業大臣表彰受賞者



特許庁長官表彰受賞者

(1) 知的財産権制度関係功労者表彰

① 経済産業大臣表彰 (五十音順／敬称略)
たかはし りゅうじ
高橋 隆二（東京都）

〔弁護士・弁理士（生田・名越・高橋法律特許事務所 パートナー）〕

■工業所有権審議会弁理士審査分科会特定侵害訴訟代理業務試験部会において、10年にわたり当該試験の公平、公正かつ円滑な運営に尽力。平成24年度からは部会長として指揮を執り、受験者の学習の便宜のため、司法試験を参考にした「採点実感」の公表を提案し、平成25年度より自ら主導して作成するなど、同試験制度の立ち上げから安定期に至る適切な運営と不断の改善に多大な貢献。

■日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務能力担保研修において、初のテキストである「法曹倫理事例集」の作成や講師を担当し、研修立ち上げ時から尽力。また、日本弁護士連合会における同研修の弁理士講師の人選も担当するなど、付記弁理士の養成に貢献。

■日本弁護士連合会日弁連知的財産センター委員及び副委員長を前身の知的所有権委員会当時から永年努め、特許制度に関する政

策提言をまとめるなど、知的財産権制度の発展に貢献。また、東京弁護士会においても、知的財産権法部会部長として講演会や研修を企画、さらには自らも講師として講演を行うなど、知的財産案件を担う弁護士の育成に貢献。

の まくち たもつ
野間口 有（東京都）

〔三菱電機株式会社 相談役〕

■内閣知的財産戦略本部の初代本部員として、知的財産推進計画の策定をはじめ「知的財産立国」を目指す国家戦略の基盤作りに尽力。特に、同本部に設けられた権利保護基盤の強化に関する専門調査会においては、特許審査を迅速化するための総合施策、知的財産高等裁判所の創設、模倣品・海賊版対策の強化、中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策についての報告書の取りまとめに多大な貢献。さらに、同本部設置から10年を期して設けられた知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループにも参画し、世界最高水準の知的財産立国の実現を目標とする「知的財産政策ビジョン」の策定に尽力。

■平成20年度より産業構造審議会知的財産政策部会長として、知的財産の適切な保護と利用のための政策形成や知的財産権制度の国際調和の推進など、知的財産をめぐる総合的な議論をリード。また、改組後は知的財産分科会長として、我が国の知的財産権制度の在り方について今後10年間で取り組むべき施策の方向性と課題について報告書の取りまとめを主導。さらに、工業所有権審議会においても会長として、弁理士試験等の実施や弁理士の懲戒処分に関する意見表明など、弁理士法に基づく施行事務の着実な実施に尽力。

■日本知的財産協会会長や日本経済団体連合会の知的財産委員長など、経済界における知的財産関連の重職を歴任し、企業経営者の立場から意見を集約するなど知的財産権制度の発展に貢献。

②特許庁長官表彰 (五十音順／敬称略)
上柳 雅誉 (長野県)

[セイコーエプソン株式会社 知財顧問]

■知的財産教育協会において、知的財産管理技能検定委員の中心メンバーとして知的財産管理技能検定の創設当初から現在に至るまで関わり、同検定を発展させ、社会的に定着させるなど幅広い知財人材の育成に尽力。

■自らの経験と考察により確立してきた先進的かつ戦略的な知財管理について多数講演し、企業の知財人材育成に寄与。また、中国において、知的財産権制度の正しい理解と模倣防止について各政府関係者に要請を行うとともに大学等での講演を行い、同国の制度の発展や日中両国の相互理解の促進、国際協力に貢献。

軽部 征夫 (神奈川県)

[東京工科大学 学長]

■日本知財学会の初代会長を務め、知的財産権制度についての積極的な政策提言活動の基盤作りに尽力。さらに、自らの中韓との人脈をいかしてアジア諸国との知的財産に関する国際学術交流を積極的に進め、中国

知識産権研究会及び現韓国知識財産学会と日本知財学会との日中韓提携に尽力し、日本とアジアの知的財産権制度と学術の発展に貢献。

■大学の知的財産管理の草分け的存在となった東京大学 TLO の設立を主導。さらに、全国の大学の TLO 事業の振興と情報交換のために、大学技術移転協議会を設立するなど、全国の大学における知的財産管理の向上及び技術移転の促進に貢献。

田中 幹人 (高知県)

[弁理士 (田中国際特許事務所 所長)]

■日本弁理士会四国支部長及び副支部長を歴任し、全国で初となる支部主導のシンポジウムを地元大学等と連携して開催し、地域シンポジウムとしては過去最大の参加者を集めた。また、日本弁理士会と県の協定に重ねた県内市との協力協定の締結を実現する等、四国地域における知的財産権制度の普及・発展に貢献し、全国の支部活動の模範となった。

■日本弁理士会四国支部及び高知県発明協会等において、30年余にわたり知的財産権に関する無料相談員を務め、地域の中小企業の支援活動に尽力。また、発明協会で終了した四国2県の無料相談会を日本弁理士会で引き継ぐべく同支部長として奔走し、それを実現させた。

長澤 健一 (神奈川県)

[キヤノン株式会社 取締役・知的財産法務本部長]

■日本国際知的財産保護協会副会長等や発明推進協会理事を務めるなど知的財産関係団体の運営に携わり、特に、日本国際知的財産保護協会副会長として、各国特許庁の政策等へのパブリックコメントを活発化させるなど、知的財産分野における我が国プレゼンスの向上に貢献。

■知的財産戦略本部の調査会等委員や産業構造審議会知的財産分科会の小委員会の委員を歴任し、知的財産権を活用してグローバ

ルに事業展開をしている企業の立場から種々の提言を行うなど、知的財産行政の発展に貢献。また、国内外において、企業関係者のみならず、大学・大学院の学生など幅広い知的財産権制度関係者に対して、企業の知的財産戦略や知的財産管理について講演を行い、知的財産権制度の普及・啓発及び今後の知的財産権制度を担う者の人材育成に尽力。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

① 経済産業大臣表彰 (表彰区分/五十音順)

[特許活用]

オムロン株式会社 (京都府)

■ 経営理念を基に制定した「知財行動指針」から導かれる「知財ポリシー」のもと、事業と知財で戦略の整合を行い、それによって作成した知財シナリオに基づき出願。顧客の出願特許から顧客ニーズを抽出するプロセスと体制を構築し、これを開発テーマの決定に活用。主要な特許の着眼点や効果をweb上でわかりやすく解説することで、ライセンスや事業の自由度確保のためのクロスライセンスを促進。

■ 世界 80 カ国を網羅したグローバルな販売ネットワークを構築し、日本の知財部門に加え、中国、米国、欧州、シンガポールの各拠点が担当エリアの知財活動をサポート。グローバルで「OMRON」ブランドの保護に努め、侵害の監視、早期発見などに積極的に取り組む。

■ 業界初の太陽光発電システムの多数台連系時の単独運転防止技術「AICOT®」を標準化し、規格策定に際しては特許を一部開放。AICOT 技術として、国内向けパワーコンディショナ全機種に搭載することで、太陽光発電の普及に大いに貢献。

国立大学法人東北大学 (宮城県)

■ 大学における国内特許出願件数、出願公開件数、特許登録件数は、東北大学が 1 位 (2013 年)。企業からの共同研究や国等からの受託研究事業を獲得し、知的財産や

秘密情報を適切に管理。

■ 「里見ビジョン」、「産学官連携ポリシー」、「知的財産ポリシー」の方針のもと、「組織的連携」、「技術相談」、「学術指導」、web 掲載や冊子による「シーズ紹介」、産学連携促進イベントの主催など、産学連携を通じた社会貢献と、東北地域の活性化を促進。震災復興支援・高齢化社会対策では、蓄積した知財の活用により、非破壊放射能測定システム、呼吸抵抗測定装置、足漕ぎ車椅子などの製品化・販売に大きく貢献。

■ 東北大学発の新たな大学知財の管理活用方法「パテント・バスケット」を複数の研究拠点で実施。研究成果のうち基盤技術は大学が費用負担し、応用展開技術は参画企業が費用負担して自由に実施できる仕組み。大学が「パテント・バスケット」を一括管理することで、基盤技術の共有化を進め、応用技術については参画企業が効率的に出願することにより、大学、参画企業、共に大きなメリットがある。

富士フイルムホールディングス株式会社 (東京都)

■ 急速なデジタル化の進展による写真フィルムの需要減により「第二の創業」を掲げ、化粧品・医薬品等事業の多角化を推進。事業に即した知財活動を行うため、事業部毎に知財戦略書を作成し、事業部・RD 部門との三位一体の知財活動を展開。

■ 写真に使われていた TAC フィルムを液晶ディスプレイの偏光板用保護フィルムに応用した事業を展開。その際、TAC 製膜技術は、積極的な出願とノウハウ秘匿という「オープン・クローズ戦略」を推進し、出願に関しては、製造工程毎に複数方式をおさえる発明の創出により強靱なポートフォリオを構築。この戦略により、大規模な設備投資を実現し、現在 TAC フィルムの世界シェア 70% を維持。

■ 海外メーカーから提起されたデジタルカメラ特許侵害訴訟においては、最後まで戦い抜くこととし、控訴審で勝訴判決を得るこ

とに成功。他者の知的財産権を尊重する一方で、不当に権利範囲を拡大解釈し権利行使を行う特許権者に対しては、断固とした態度で臨む姿勢を示した。

[意匠活用]

サントリーホールディングス株式会社（大阪府）

■創業時から商品のパッケージデザインを重視し、独創的なデザインを自社において創作。インハウスのデザイン部門を設置し、伝統を守りつつも、革新的なデザインで消費者を引き付け、市場を創造。事業のグローバル化に伴い、アジアを中心に出願国のバラエティ増加。

■意匠は「技術を保護する特許」、「ブランドを保護する商標」の両方の側面を持つ知財権と捉え、事業への最大限の活用を図るため、①ブランド資産となり得る特徴的なパッケージデザインを出願、②物品の技術的・機能的な設計の形状部分を捉えて出願、③独創的な販促ツールアイデアを出願、といった三つの観点で戦略的に出願。

■実施意匠のみを単に意匠出願するのではなく、意匠制度さらには他の知財制度をも最大限活用し、知的財産による保護を強化。例えば、「角ハイボール缶」は亀甲模様のみならず、格子模様等の創作時に発想を得た異なる意匠を出願し、さらにはその製缶方法に関連する特許出願も行い、知財ミックスを形成。

[商標活用]

久光製薬株式会社（佐賀県）

■商標には、企業の信用とその商品・役務の品質や特徴を消費者に伝えるコミュニケーション機能があることに着目し、消費者の五感を通じて訴える広告宣伝活動を国内外で積極的に展開。Hisamitsu® 及びサロンパス® などの「音」、「動き」、「位置」、「匂い」の商標を「新しいタイプの商標」制度を導入した海外の国・地域で積極的に出願登録した先進的な取組は、従来からの商標の概

念に新しい提言を与えたばかりでなく、日本の商標法改正（保護対象の拡充）及び商標制度の普及啓発活動に大いに貢献。

■1934年に貼付剤サロンパス®を日本で発売して以来、継続した「育薬活動」の推進により、日本を代表するブランド商標としての地位を確立。日本の「貼る治療文化」を世界に広めるため、サロンパス®/SALONPAS®は、Hisamitsu®とともに世界185以上の国・地域で商標登録。

■日本で登録出願した商標は、海外でも積極的に登録出願することを基本とし、多くの商標を戦略的かつ効果的にアジア諸国を中心に積極的に登録出願。商標（コーポレートカラーを含む）の信用にフリーライドする第三者に対しては、断固たる姿勢で模倣品を徹底的に排除。

②特許庁長官表彰

（表彰区分／五十音順）

[特許活用]

岐阜プラスチック工業株式会社（岐阜県）

■質・量ともに充実した先行技術調査（年間400件以上）を実施。商用特許情報データベースを活用し、詳細な先行技術調査を行った上で、新規性及び進歩性を検討し、各開発部門に迅速にフィードバック。

■商品サイクルが短い製品分野などは、競合他社の保有権利等を独自にまとめた知財マップ（特許45、意匠40）を作成。商品サイクルの長さや他社の状況のランク付けを定期的に更新し、開発期間の短縮化を実現。

■海外のベンチャー企業とのライセンス、補助金制度の活用、共同研究により、ハニカムコア材「TECCCELL®」の量産化に世界で初めて成功。高強度かつ超軽量といった特性で産業界全体の省エネルギー化に貢献。

デュプロ精工株式会社（和歌山県）

■大手競合メーカーに対しても、技術や商品で優位性を保つことができるよう、また、模倣品の対策を強化するよう、知財戦略を練り直す。その一つとして社内に知的財産室を設置し、中小企業ながら、量と質が競

合と同等になるよう毎年約 50 件の特許を国内外に出願。

■開発部門に配属される新人を社外の知財研修に参加させ、開発部門の若手には毎月知財テストを実施し、開発部員に特許調査などの社内研修を実施することにより、開発部門全体の知財関連スキルを向上させるよう取り組んでいる。

■世界初のトナー除去装置を搭載した小型製紙装置「RECOTiO[®]」は、地元の工業高等専門学校と 1 年半を掛けて共同で開発・商品化。オンリーワン技術として特許数十件に守られたこの商品は、県庁内にモニターとして設置し効果を確認、官公庁、銀行や民間企業に販路拡大を促進。

株式会社湯山製作所（大阪府）

■病院、調剤薬局の調剤分包機器の国内シェア 4 割を占めるトップメーカー。グローバル展開も積極的で、中国、韓国、台湾、米国、欧州等に出願。米国大手ドラッグストアチェーンからは、店頭で簡単に調剤できる調剤機器の受注獲得。

■経営層直轄の特許部の設置により、常に知財と経営が密接に連携した社内体制を構築。「開発者はものづくりだけではなく、知財意識を持つべき」との考えの下、職務発明制度、報償金制度、アイデア提案等の制度の制定により、社内の知財意識の浸透や知財活動に対するモチベーションを向上させ、世に無いものづくりを目指す。

■特許マップを活用し、競合他社の技術開発の動向の把握及び防衛出願等に活用。PCT 出願の手續及び外国への国内移行を現地事務所に直接依頼することでコスト削減に努め、その分、権利の維持に必要な国や件数を確保。

楽天株式会社（東京都）

■楽天の現在の基盤事業「楽天市場」は、「インターネットを通じて地方から日本を元気に」をテーマとするいわゆる B2B2C 型ビジネスであり、その実現のための、ビジネ

ス関連発明を出願し公開することで、他の IT 企業にも新たな取組を促し、日本のみならず、グローバルに業界全体を活性化することが狙い。楽天グループとしても EC やデジタルコンテンツを中心にグローバル展開を加速。

■近年、楽天グループのグローバル展開拡大に伴い、知財対応体制も強化。経営陣には知財の重要性の認識を促すことを目的に、出願件数、登録件数、特許率についての目標と実績を随時報告。ビジネス関連発明を主要な技術分野としつつも 95% 以上の高い特許率を維持。海外グループ会社から定期的に IP レポートを集めると共に法務知財担当が一堂に集う「グローバルリーガルカンファレンス」を開催し、グループ全体の知財動向を掌握。

■技術のライフサイクルが短く、かつ事業展開がダイナミックな業界であるため、ダイレクト PCT により権利化国選択の柔軟性を確保。各国への移行時には ISR を利用して請求の範囲を整備しつつ、PPH を有効活用して世界中で早期権利化を推進。さらには、特許ポートフォリオの更なる拡充を目的に第三者から特許を購入。

【意匠活用】

株式会社ニコン（東京都）

■「製品競争力への寄与度」など、あらかじめ設定した評価基準に基づき、出願前にデザイン価値を評価。優先順位付けと効率的な出願に努めるとともに部分意匠や関連意匠を積極的に活用し、強力な意匠群を構築。

■他社製品との差別化を図るデザイン創生及びデザイン模倣の抑止強化に取り組む中、海外のデジタルカメラに起因する意匠権侵害案件では、現地裁判所に訴訟を提起し、仮差止命令を獲得。現地の展示会で模倣品を発売前に確認し、迅速に対応したことで、被害を最小限に食い止めることに成功。

■GUI 意匠（画像デザイン）の保護強化や、新興国に対するカメラやカメラ用電池などアクセサリ類の意匠出願・早期権利化を促

進。さらに、意匠権・商標権に基づき模倣品のインターネット販売を阻止するなど、対策を強化。

〔商標活用〕

株式会社東洋新薬（福岡県）

- 単なる健康食品・化粧品受託製造ではなく、取引先に対して素材から商品コンセプト、販売戦略までトータルにデザインして提案するビジネスモデル（ODM）を構築。取引先が安心して使える商標の提案など、知財の側面においても様々なアプローチにより取引先をサポート。
- フランス海岸松の樹皮から抽出した機能性素材「フラバンジェノール®」について、39カ国で商標登録し、ブランド化を推進。「フラバンジェノール®」を配合した化粧品「Flavia®」シリーズ（株式会社フォーマルクライン）など、様々な商品を展開。
- 食を通じて健康に寄与する事業の一環として「トクホ」に注力し、許可取得数は全国1位。トクホ開発と連動した知財戦略を展開し、オリジナリティの高いトクホ商品を開発。

ホクレン農業協同組合連合会（北海道）

- 商標出願530件の実績があり、地域団体商標「北海道米®」「十勝和牛®」を登録。グローバル戦略として、北海道ブランドに便乗した商品や模倣品防止の観点から、東南アジアや米国、ロシアなど11カ国・地域に出願。コーポレートマークに加え「北海道米」「ゆめぴりか」などの商品名をローマ字表記あるいは漢字表記で出願し、海外市場展開における第三者からの侵害への対策を強化。
- 広報戦略として「北海道米」の食率向上を呼びかける「米チェン」運動や「北海道米」への愛着を広げる「北海道米 LOVE」キャンペーンを実施。さらに、全国CMの展開により「北海道米」全体の認知度を高めることで、目標である「北海道米」道内食率85%を3年連続で達成。
- 「北海道米あんしんネット」の取組に基づき、品質管理の徹底や残留農薬等の含有量分析などモニタリング検査を行った上で「北海道米」の地域団体商標を表示。こうした取組を消費者向けにweb上で公開し、目に見える安全・安心を提供。